

沖縄県立芸術大学キャンパス間シャトルバス運行業務委託 仕様書

1. 業務名

沖縄県立芸術大学キャンパス間シャトルバス運行業務委託

2. 目的

首里当蔵キャンパスと首里崎山キャンパスをバスで結ぶことにより、学生の利便性向上を図る。

3. 履行期間

令和8年4月3日から令和9年2月3日

4. 業務内容

沖縄県立芸術大学（以下「甲」という。）の指示により、受託者（以下「乙」という。）は、乙の所有するバス及び運転手による学生送迎用バスを、首里当蔵キャンパスと首里崎山キャンパスとを結ぶ経路で運行する。

(1) 運行ダイヤ

シャトルバスの運行については、原則として別紙1「運行ダイヤ」のとおり運行する。また、著しく運行ダイヤを変更する際には甲乙協議の上で策定するものとする。

(2) 運行日数

シャトルバスの運行日数については、原則として別紙2「シャトルバス運行予定表」のとおりとする。

(3) 乗車定員及び車両表示等

シャトルバスは、補助席等の利用も含め乗車定員40名以上とし、当蔵キャンパス内で方向転換をする必要がある為、車長は12m以内の車両とすること。

また、シャトルバスの正面、側面、後面には、乙の費用負担により、甲の指示するサイズによる「沖縄県立芸術大学 学生送迎用シャトルバス」等の表示を行うものとする。（表示については取り外し可能なマグネットシート等の使用を認める。）

(4) 日報

乙は、甲の求めがある場合、運行ダイヤ毎の乗車人数等の日報を作成し、甲に提出するものとする。

また、道路事情により大幅な遅れ等の運行ダイヤ変更が生じた場合には、至急、沖縄県立芸術大学教務学生課へ連絡するものとする。

5. 乙の責務

(1) 一般的注意事項

乙は、業務を遂行するにあたって、沖縄県立芸術大学が公的教育機関として学生に対しサービスを提供するものであることを認識し、身だしなみ、言葉づかい等に十分配慮しなければならない。

(2) 関係法令の遵守及び手続き

乙は、業務を遂行するにあたり関係法令を遵守し、県民の信頼を失うことのないよう最善の注意を払わなければならない。

また、乙は本業務上必要となる手続きを行い、各手続きの結果を甲に報告すること。

(3) 守秘義務

乙は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、契約の解除及び期間終了後においても同様とする。

(4) 代替要員の確保

乙は、受託者の事情によって業務従事者の欠落が生じることのないよう代替要員の確保等必要な措置を講じるとともに、業務の円滑な遂行のため必要な体制を整えなければならない。

(5) 事故対応

乙は万全の安全体制により、シャトルバスの運行にあたる義務を負うが、万一の事故発生に備えて十分な補償能力のある保険に加入し、事故発生時の搭乗者及び事故被害者に対する補償等の対応については、乙の責任により実施するものとする。

また、乙は加入保険の内容について、甲に協議を行わなければならない。

6. 業務完了届等の提出及び確認

乙は、当月の業務終了後、速やかに業務完了届並びに業務報告書を甲に提出し、当該業務の履行状況について検査、確認を受けなければならない。

7. 委託料の請求

乙は、前項の検査合格後、甲の指定する方法で当該委託料を遅滞なく請求するものとする。

8. 再委託の制限

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

- ・ 契約金額の50%を超える業務
- ・ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根本的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の競争入札参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による甲の承認を得なければならない。

9. その他

この仕様書及び契約書に定めのない事項については、甲乙協議して処理するものとする。